

前回検討会での主な意見と変更点等

意 見	変 更 点 等
<p>「都道府県」に保健所設置市も含まれることが明確になるようにすべき。</p>	<p>(p.1) 「都道府県及び保健所設置市(以下、都道府県等)」と修正した。</p>
<p>最終処分場の問題では、「減量化」よりもむしろ「減容化」が重要であり、「減容化」という言葉を使うべき。</p>	<p>(p.1) 廃棄物処理法では廃棄物の容積を減らすことも含めて「減量化」という表現を用いており、減容化も含む概念として「減量化」で統一した。</p>
<p>税制には公平、中立、簡素といった評価の基準がある。北九州の事例では「簡素」が重要な要素になっているが、本文には扱われていない。</p> <p>租税原則的な側面は無視できない。「はじめに」の部分に、留意する旨記述すべきである。</p>	<p>(p.1) 「はじめに」の部分に、「検討に当たっては、公平・中立・簡素といった税の原則についても必要に応じて留意した。」との表現を加えた。</p>
<p>税だけを議論しすぎると不正確な議論になる。課税そのものと、税収による施策とが両方相まって発生抑制に効果を発揮するのではないか。地域の实情に応じたポリシーミックスのひとつとして産廃税を導入することは否定できない。</p> <p>「産業廃棄物処理をめぐる地域の特殊性に応じ、不適正処理を防止するための監視等の行政事務の充実強化や新たな施策を行うにあたって、その財源を確保するために産業廃棄物を対象とした税を導入することは、一定の合理性を有すると考えられる。」とあるが、一定の合理性があるとは考えていない。</p> <p>ポリシーミックスの中で税を位置づけることによって、有意義なインセンティブのある措置にするということに持っていくのが筋ではないか。</p>	<p>(p.3) 「既存の政策手法だけでは必ずしも十分に対応できない行政課題に対し、税という手法を組み合わせる用いることにより、より効率的・効果的に政策目標を実現し得る状況にある場合には、地域の産業廃棄物政策全体において税の導入は妥当であると評価されるものになる」との表現に改めた</p>
<p>産廃税については、排出事業者としては応益性を確認していない。</p>	<p>(p.4-5) 「施策強化に必要な財源を確保するため排出事業者や処理業者に対して課税するという考え方は、その税収を用いて、適正処理の確保、処理施設の整備促進や運営の円滑化、事業者による減量化の促進等の施策が充実強化されることにより応益性が明らかになれば、一定の妥当性を有するものとして関係者の幅広い理解を得られるようになる」との表現に改めた。</p>

意見	変更点等
<p>税金を用いて最終処分場の確保に公的関与を行うのであれば、応益性は認められるものの、処分場が確保されていない現状では応益性は認められないのではないかと。</p> <p>目的税の範囲内で産業廃棄物問題にどのような施策を展開するかは、自治体の政策判断の問題であり、税のサイドから余り政策の先取りをすべきではない。</p>	<p>(p.5)「税金の用途が...処理施設の円滑な確保や運営に密接に関連するものである場合、応益性がより明確になり、排出事業者や処理業者にとっては受け入れやすいものとなる」との表現を追加した。</p>
<p>「目的税である方が導入に当たっての合意形成が得られやすい」とあるが、合意形成の視点でのみで目的税の是非を議論すべきではない。</p>	<p>(p.5)「合意形成が得られやすい」を「理解が得られやすい」との表現に改めた。</p>
<p>産廃税は地域の特殊性の議論の中で生まれているので、その評価が全国に通用するとは限らないことに注意が必要である。</p> <p>全国的にも各自治体の事例を勉強の材料にすることは当然あり得る。</p>	<p>(p.5-6)「税を導入した地方公共団体と環境省が協力して、課税による効果と影響について可能な限り実証的なデータを収集、解析し、その結果を本検討会における検討に活用していく必要がある」との表現に改めた。</p>
<p>目的や手法は、統一するか、地方公共団体の自主性に委ねるか、のいずれかだけではなく、各地方公共団体間で調整することもあり得るのではないかと。</p>	<p>(p.6)「また地方公共団体の自主性に委ねるとしたとき、ある程度の標準や地方公共団体間の調整を行う際の指針となる考え方があった方がよいのかどうか」との表現を追加した。</p>
<p>「不法投棄の原因者に対して、本来納税すべきであった額を求償するための方策を検討する」とあるが、これは実態から見て困難ではないかと。</p> <p>「納税すべきであった額」というのは控え目過ぎ、さらに追加的な額を徴収するような仕組みを検討すべきではないかと。</p>	<p>(p.7)「本来納税すべきであった額又はそれ以上の額」との表現に改めた。</p>
<p>課税対象は非常に重要な要素であり、「その他」の部分にその議論を入れるのは問題。</p> <p>課税の対象については、検討が必要との記述を加えるべき。</p>	<p>(p.7)「課税の対象や税率の設定の在り方と産業廃棄物処理に及ぼす影響」を項目として独立させた。</p> <p>(p.7)「課税の対象の在り方について検討を進めることが重要」との表現を追加した。</p>
<p>課徴金や負担金等については、これまでの検討会で十分に議論されてきていないので、いきなり結論に持ち込むのは問題。</p> <p>「税かそれ以外」と代替的な書き方よりも、全体を包括的に見て、どう位置づけられるかということを書くべき。</p>	<p>(p.8)「現在導入されている税の主目的である施策の充実強化のための新たな財源確保という点を考えると、税という手法以外にも課徴金、分担金、補助金など様々な選択肢があり得る。税を検討するに当たっては、そうした政策目的を達成するためにどの手法が最も合理的かつ現実的か、税以外の手法を選択し得るかどうかなどについて比較検討しておくことが必要である。」との表現に改めた。</p>